

保護課

○ 生活保護制度とは…

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、世帯の困窮の程度に応じた必要な保護を行う制度です。

保護の決定に際しては、補足性の原理に基づき、世帯の困窮状況、能力・資産・他法の活用や扶養義務者の援助等について調査・検討されます。

なお、当課の管轄地域は、田川郡7カ町村となっています。

○ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、それぞれ国が定めた基準の範囲内で支給されます。

1. 生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用。

2. 住宅扶助

家賃、地代及び住宅の補修などの費用。

3. 教育扶助

学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育に伴って必要な費用。

4. 介護扶助

要介護者及び要支援者に該当する者が介護サービスを受けるための費用。

5. 医療扶助

傷病の治療に必要な診察及び薬剤などの費用。

6. 出産扶助

分娩の介助、分娩前後の処置に係る費用。

7. 生業扶助

就労のために必要な費用及び技能や技術を身につけるための費用。

8. 葬祭扶助

検案、死体の運搬、火葬、埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用。

○ 保護課の業務

保護課では、生活保護法の規定に基づき、次のような業務を行っています。

① 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行います。

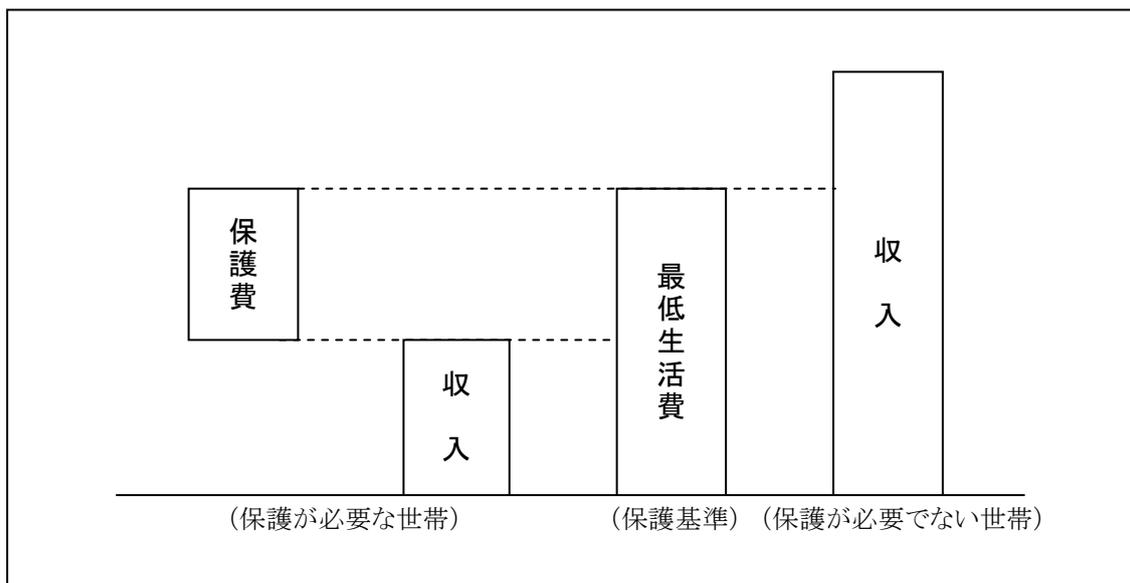
② 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行います。

※保護の決定



生活保護は、世帯を単位としていますので、一緒に生活している世帯員全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べた上で決定します。



(1) 最低生活費とは、世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費の合計額を指します。

(2) 収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。

- ① 就労収入（給料、内職収入、農業収入など）
- ② 年金、恩給、手当の収入
- ③ 仕送りや資産の売買で得た収入

このうち就労収入については、必要経費など一定の控除が認められています。